

### << 事例 3 >> 金属製品製造業

C社は、溶接金網・鉄筋金網等を製造・販売する約40名の工場ですが、平成11年に死亡災害（伸線機による巻き込まれ）が発生して安全管理特別指導事業場に指定され、労働安全コンサルタントと顧問契約を結んで継続的な指導を依頼しました。

労働衛生コンサルタントが診断してみると、この工場はJIS指定工場なので品質管理は熱心でしたが、安全衛生管理は災害の発生が殆ど無かったこともあって対策を殆ど講じていなかったことが判明しました。

そこで労働安全コンサルタントは、総合的な改善計画を作成し

1. 管理体制面では安全衛生委員会の設置、共同産業医選任事業への参加、各種規定・点検基準等の作成、パトロールの実施。
2. 設備面では安全通路の確保、安全カバー・安全柵の設置、非常停止ボタンの取り付けなど。
3. 教育面では10種類の機械の作業手順書の作成・教育、無資格者の講習参加、労働安全コンサルタントによる安全衛生教育の実施等の対策を計画的に実施しました。

この結果、指導開始以来1年半に渡り無災害を続け、特別指導事業場の指定も解除されました。作業者と対話を続けながら改善を進めたのが成功の秘訣でした。